

別表1 ものづくり研究開発支援事業

事業名	事業内容	助成対象者	助成対象経費	助成率及び助成 限度額
ものづくり 研究開発支 援事業	ものづくり 産業の競争 力強化のた め、新商品・ 新技術の研 究開発に取り 組む事業	中小企業者 (県内に主 たる事務所 を置くもの に限る。以 下この表に おいて同 じ。)及び中 小企業者の グループ	① 研究開発費：原材料費、 工具器具・備品費(改良費・ 保守費含む。)、産業財産権 導入経費、試験・検査費、 委託費(外注加工費、技術 コンサルタント料、デザイ ン料、設計費、調査研究費 等) ② 謝金・旅費：専門家謝金、 専門家旅費、従業員等の旅 費 ③ 研究開発に伴うその他 経費：会場借料、会場整備 費、印刷製本費、資料購入 費、通信運搬費、備品借上 料、通訳料、翻訳料、原稿 料 ※ 販路開拓経費は、助成対 象としない。	助成率は助成対 象経費の2分の 1以内とし、助成 限度額は2,000千 円とする。 ※ 工具器具・備 品費(改良費・ 保守費含む。) 分は1,000千円 以内とする。

別表2 スタートアップ支援事業

事業名	事業内容	助成対象者	助成対象経費	助成率及び助成限度額
スタートアップ支援事業	県内におけるスタートアップのロールモデルを目指す取組みで選定委員会が下記のいずれかの要件を満たすと認めた事業 ① 当該事業が市場将来性、競争優位性、収益性、技術的実現可能性の観点から一定の成長可能性が認められること ② 当該事業に係る商品・サービス等が新規性を有し、社会課題の解決に資すること ※本事業は採択年度の翌年度、翌々年度は対象外	スタートアップ企業等（ただし、第2条第1項第3号アに該当する企業にあっては、創業後概ね10年未満の企業に限る）	① 研究開発費：原材料費、工具器具・備品費（改良費・保守費含む。）、産業財産権導入経費、試験・検査費、委託費（外注加工費、技術コンサルタント料、デザイン料、設計費、調査研究費等） ② 謝金・旅費：専門家謝金、専門家旅費、従業員等の旅費 ③ 事業運営費：構築物費・店舗改装費、原材料・仕入高、委託費、人件費（新規雇用者のみ、かつ申請する事業費全体の20%以内） ④ 見本市等出展経費：小間料、小間装飾料、展示物輸送料 ※ 販売を主たる目的とする見本市・展示会等は、助成対象としない。	助成率は助成対象経費の2分の1以内とし、助成限度額は2,000千円とする。 ※ 工具器具・備品費（改良費・保守費含む。）分は1,000千円以内とする。 ※ 構築物費・店舗改装費分は1,000千円以内とする。

別表 3 販路開拓挑戦応援事業

事業名	事業内容	助成対象者	助成対象経費	助成率及び助成限度額
販路開拓挑戦応援事業	県外又は国外の見本市、展示会、商談会等への出展事業 ※本事業は採択年度の翌年度、翌々年度は対象外	中小企業者（県内に主たる事務所を置くものに限る。以下この表において同じ。）及び中小企業者のグループ	① 見本市等出展経費：小間料、小間装飾料、展示物輸送料 ② 従業員等の旅費 ③ その他経費：会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、備品借上料、広告宣伝費、通訳料、翻訳料、原稿料、委託費 ※ 販売を主たる目的とする見本市・展示会等は、助成対象としない。	助成率は助成対象経費の3分の1以内とし、助成限度額は下記のとおりとする。 ・ 県外分 250 千円 ※ ただし、首都圏（東京、神奈川、千葉、埼玉）の展示会等に出展する場合は 350 千円 ・ 国外分 500 千円 ※ 県外分との組合せ可、ただし、県外分の限度額は上記のとおり

別表 4 小さな元気企業応援事業

事業名	事業内容	助成対象者	助成対象経費	助成率及び助成限度額
小さな 元気企 業応援 事業	小規模企業における下記のいずれかの要件を満たす販路開拓、新商品・新技術開発、事業活動を支える人材育成事業 (1) 2社以上の小規模企業の連携によるもの (2) 商工団体の経営指導や専門家派遣を受けた事業計画に基づく事業でかつ意見書が添付されているもの ※ 具体的な対象事業については下記のとおり ① 新商品・新技術の研究開発に係る事業 ② 販路開拓事業 イ 県外又は国外の見本市、展示会、商談会等への出展 ロ ①の成果をPRする広報活動 ハ ホームページの製作・改良 ③ 人材育成事業 各種研修、講習、発表会等の開催又は参加（県主催の事業への参加費用は除く。）、副業・兼業人材の活用 ④ その他選定委員会が適当と認める事業	小規模企業者（県内に主たる事務所を置くものに限る。以下同じ。）及び小規模企業者のグループ	① 設備整備費：試作品開発に必要な機械装置、構築物（簡易なもの） ② 研究開発費：原材料費、工具器具・備品費（改良費・保守費含む。）、産業財産権導入経費、試験・検査費、委託費（外注加工費、技術コンサルティング料、デザイン料、設計費、調査研究費等） ③ 謝金・旅費：専門家謝金、講師謝金、専門家旅費、従業員等の旅費 ④ 見本市等出展経費：小間料、小間装飾料、展示物輸送料 ⑤ その他経費：会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、備品借上料、広告宣伝費、通訳料、翻訳料、原稿料、委託料 ※ 販売を主たる目的とする見本市・展示会等は、助成対象としない。 ※ 設備整備費の「機械装置」は主に建物に固定され容易に移動できないものとし、移動可能なものは研究開発費の「工具器具・備品費」の区分とする。	助成率は助成対象経費の2分の1以内とし、助成限度額は500千円とする。 ※ 設備整備費分は250千円以内とする。 ※ 工具器具・備品費（改良費・保守費含む。）分は250千円以内とする。 ※ ②販路開拓事業イに関する分は、以下のとおりとする。 ・ 県外分 250千円 ※ ただし、首都圏（東京、神奈川、千葉、埼玉）の展示会等に出展する場合は350千円 ・ 国外分 500千円 ※ 県外分との組合せ可、ただし、うち県外分の限度額は上記のとおり

別表 5 地域資源活用事業

事業名	事業内容	助成対象者	助成対象経費	助成率及び助成限度額
地域資源活用事業	産地の技術や農林水産品、観光資源等、富山県の地域資源を有効に活用して行う事業 ※具体的な対象事業については下記のとおり ① 富山県が指定する地域資源を活用し、新商品・新サービスを開発しようとする事業 ② 上記①と合わせて行う販路開拓事業 イ 県外又は国外の見本市、展示会、商談会等への出展 ロ 成果をPRする広報活動 ハ ホームページの製作・改良 ③ その他選定委員会が適当と認める事業	中小企業者（県内に主たる事務所を置くものに限る。以下この表において同じ。）及び中小企業者のグループ	① 研究開発費：原材料費、工具器具・備品費（改良費・保守費含む。）、産業財産権導入経費、試験・検査費、委託費（外注加工費、技術コンサルタント料、デザイン料、設計費、調査研究費等） ② 謝金・旅費：専門家謝金、講師謝金、専門家旅費、従業員等の旅費 ③ 見本市等出展経費：小間料、小間装飾料、展示物輸送料 ④ その他経費：会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、備品借上料、広告宣伝費、通訳料、翻訳料、原稿料、委託料 ※ 販売を主たる目的とする見本市・展示会等は、助成対象としない。	助成率は助成対象経費の2分の1以内とし、助成限度額は3,000千円とする。 ※ 工具器具・備品費（改良費・保守費含む。）分は1,000千円以内とする。

別表 6 農商工連携推進事業

事業名	事業内容	助成対象者	助成対象経費	助成率及び助成限度額
農 商 工 連 携 推 進 事 業	「稼げる農林水産業」を実現するため、中小企業者等と農林漁業者とが連携し、双方の経営資源を活用して行う事業 ※ 具体的な対象事業については下記のとおり ① 中小企業者等と農林漁業者が連携し、新商品・新サービスを開発しようとする事業 ② 上記①と合わせて行う販路開拓事業 イ 県外又は国外の見本市、展示会、商談会等への出展 ロ 成果を PR する広報活動 ハ ホームページの製作・改良 ③ その他選定委員会が適当と認める事業	中小企業者（県内に主たる事務所を置くものに限る。）若しくは創業者又は自ら事業を行う NPO 等（県内に主たる事務所を置くものに限る。）と農林漁業者（県内で事業を営むものに限る。）との連携体	① 研究開発費：原材料費、工具器具・備品費（改良費・保守費含む。）、産業財産権導入経費、試験・検査費、委託費（外注加工費、技術コンサルタント料、デザイン料、設計費、調査研究費等） ② 謝金・旅費：専門家謝金、講師謝金、専門家旅費、従業員等の旅費 ③ 見本市等出展経費：小間料、小間装飾料、展示物輸送料 ④ その他経費：会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、備品借上料、広告宣伝費、通訳料、翻訳料、原稿料、委託料 ※ 販売を主たる目的とする見本市・展示会等は、助成対象としない。	助成率は助成対象経費の 3 分の 2 以内とし、助成限度額は 2,000 千円とする。 ※ 工具器具・備品費（改良費・保守費含む。）分は 1,000 千円以内とする。

別表 7 見本市等共同出展事業

事業名	事業内容	助成対象者	助成対象経費	助成率及び助成限度額
見本市等共同出展事業	県外の見本市・展示会等にワンチームとして共同出展し、受注獲得を目指す事業 ※ 見本市・展示会等において、県内ものづくり産業の魅力集積等について、広報を行うこと。	組合等（県内に主たる事務所を置くものに限る。）又は中小企業者（県内に主たる事務所を置くものに限る。）のグループ ※共同出展する企業が15社以上のものに限る。 ※構成員のうち、中小企業者の割合が2/3以上であること。	① 見本市等出展経費：小間料、小間装飾料、展示物輸送料 ② 旅費：従業員等の旅費 ③ その他経費：会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、備品借上料、広告宣伝費、通訳料、翻訳料、原稿料、委託費 ※ 販売を主たる目的とする見本市・展示会等は、助成対象としない。	助成率は助成対象経費の2分の1以内とし、助成限度額は5,000千円とする。ただし、下限額は3,000千円とする。 次の要件を全て満たす場合の助成率は助成対象経費の3分の2以内とし、助成限度額は7,500千円とする。 ① 共同出展する企業が25社以上かつ出展企業の半数以上が前回出展時と異なること。 ② 商談件数、成約件数を向上させるため県内企業や業界に精通したコンシェルジュを展示会出展時に配置すること。